規約改定(案)について

水防法の改正に伴い、山本地域県管理河川減災対策協議会を水防法第十五条の十に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とするため、 また、国の助言に基づき協議会の対象河川の表記を変更するため、規約を一部改定し本日付けでの施行を提案する。

(新)	(旧)
山本地域県管理河川減災対策協議会規約 (名称)	山本地域県管理河川減災対策協議会規約 (名称)
第1条 本会の名称は、「山本地域県管理河川減災対策協議会」(以下「協議会」)とする。 なお、本協議会は水防法(昭和 24 年法律第 193 号・平成 29 年改正)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。	第1条 本会の名称は、「山本地域県管理河川減災対策協議会」(以下「協議会」)とする。
(目的) 第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、山本地域の県管理河川(別表1)において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。	(目的) 第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成 28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏 まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共 有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するこ とにより、山本地域の県管理河川において氾濫が発生すること を前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」 を再構築することを目的とする。
(協議会の構成)第3条 協議会は、別表<u>2</u>の職にある者をもって構成する。2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。	(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 また、別表2にある機関をアドバイザーに置く。

- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県山本地域振興 局長がその職務を行う。
- 4 座長は、協議会の運営、招集、及び議事の進行を行う。
- 5 座長に事故があるときは、秋田県山本地域振興局建設 部長が、その職務を代理する。
- 6 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、 出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理す る。
- 7 座長は、第1項によるもののほか、協議会構成員の 同意を得て、必要に応じて別表<u>2</u>の職にある者以外の者 (学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
 - 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
 - 4 幹事会の運営、招集、及び議事の進行は事務局が行う。
 - 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
 - 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の 同意を得て、必要に応じて別表<u>4</u>の職にある者以外の者 (学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - ー 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとと もに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している

- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県山本地域振興 局長がその職務を行う。
- 4 座長は、協議会の運営、招集、及び議事の進行を行う。
- 5 座長に事故があるときは、秋田県山本地域振興局建設 部長が、その職務を代理する。
- 6 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、 出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 7 座長は、第1項によるもののほか、協議会構成員の 同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者 (学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
 - 3 また、別表2のアドバイザーの出席を求めることができる。
 - 4 幹事会の運営、招集、及び議事の進行は事務局が行う。
 - 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
 - 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の 同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者 (学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - ー 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとと もに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している

- 現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に 基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容 によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
 - 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、秋田県山本地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き その他運営に関し必要な事項については協議会で定める ものとする。

- 現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に 基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容 によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
 - 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、秋田県山本地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き その他運営に関し必要な事項については協議会で定める ものとする。 (附則)

第10条 本規約は、平成29年6月28日から施行する。 平成30年3月27日改定

別表1

山本地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対	象	河	Ш
7.4	>>>	1 -	7.1

藤琴川、三種川、その他山本地域における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表 2

山本地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

ħ	幾目		名	代	法表	者	
能代市					市	長	
藤里町					町	長	
三種町					町	長	
八峰町					町	長	
秋田地方	気象台				台	長	
秋田県山	本地域振	興局			局	長	
秋田県山	本地域振	興局総	務企画部		部	長	
秋田県山	本地域振	興局建	設部		部	長	

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月28日から施行する。

別表1

山本地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機関名	代 表 者
能代市	市長
藤里町	町 長
三種町	町 長
八峰町	町 長
秋田地方気象台	台 長
秋田県山本地域振興局	局 長
秋田県山本地域振興局総務企画部	部長
秋田県山本地域振興局建設部	部 長

別表 2

山本地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機関名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表3

山本地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機関名

国土交通省東北地方整備局河川部

国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所

秋田県総務部総合防災課

秋田県建設部河川砂防課

別表4

山本地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機関名	代	表者
能代市総務部	次	長
藤里町生活環境課	課	長
三種町町民生活課	課	長
八峰町総務課	課	長
秋田地方気象台	防災	《管理官
秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課		長
秋田県山本地域振興局建設部保全・環境課	課	長

別表3

山本地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

一百十二次不自生门/11次次/71次版数五 中 3 五		
機関名	代	表者
能代市総務部	次	長
藤里町生活環境課	課	長
三種町町民生活課	課	長
八峰町総務課	課	長
秋田地方気象台	防災	管理官
秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課	課	長
秋田県山本地域振興局建設部保全・環境課	課	長